

Libra

<http://www.t-kcon.org/>

Libra Vol. B029
2012年4月1日発行

発行／一般社団法人 計量器コンサルタント協会
〒105-0022 東京都港区海岸1-7-4 東京都計量検定所内
TEL 03-3434-6591 FAX 03-3434-6592

-----CONTENTS-----

一般社団法人 計量器コンサルタント協会設立特集号

- 設立時代代表理事 植村実敏氏のご挨拶 -----①
- 一社 日本計量振興協会 河住専務理事の祝辞 -①
- 第1回定時総会のご案内 -----①
- 一社法人化Q&A/会員のひろば -----②

計量の安心・安全・信頼を推進する
計量器コンサルタント

一般社団法人 計量器コンサルタント協会 設立に向けて 設立時代代表理事 植村実敏様のご挨拶

会員(社員)の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。と併に、東京都計量器コンサルタント協会(都計コン)の事業運営に長きにわたって格別のご協力を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

さて、既にご案内の通り当協会は法人化に向けて準備を進めてまいりました。記念事業実行委員会を立ち上げ検討を重ね、森川事務局長及び設立時社員各位のご尽力で、4月1日付けで「一般社団法人計量器コンサルタント協会」をスターとさせることが出来ました。私も設立時社員に参画させて頂きましたのでその立場で一言ご挨拶申し上げます。

今般、新たなスタート台に立つことが出来ましたが、任意団体から一般社団法人になったことで協会の社会的信用は高まります。そして、従前にも増して責任のある活動が求められることとなります。さらに法人として収益事業を行えることが大きな魅力であり、それをいかに拡大するかが今後の計コンに課せられたテーマだと考えています。当然、納税の義務も発生することでこれまで以上に理事会の運営責任が必要になります。

新協会の目的は、従来のものと変更はありません。時代の変化に対応しつつ計量器コンサルタントとしての知識、技能の向上を図り、斯業の振興発展に寄与し併せて会員相互の親睦を深めることとしています。したがって見学会や研修会はこれからもタイムリーな内容で開催していく予定です。会員の皆様におかれましては、ご都合のつく限りご参加頂きますようお願い申し上げます。

今回、法人登記にあたっては所在地の問題が発覚しました。従来、港区の東京都計量検定所内としておりましたが、検定所と直接関係のない法人は登記出来ないということになったのです。そこで、日本計量振興協会にお願いして同所を使わせていただくことになりました。従って協会の登記上の所在地は、東京都新宿区ですが、事務局の所在地は従来通り、事務委託をお願いする東京都計量協会内になりますのでご承知おきください。

一社 計量器コンサルタント協会の発足を祝して 社団法人 日本計量振興協会 専務理事 河住春樹

東京都計量器コンサルタント協会発足から40周年を迎えられ、その一環として、一般社団法人 計量器コンサルタント協会が設立されること、心からお喜び申し上げます。また、同時に、今まで都計コン時代、長きに渡り研修事業等を通していろいろご支援ご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

私ども日本計量振興協会も同様に本年4月1日付けで、一般社団法人に移行し貴会と同じ仲間となりますのでますます親しみを感じているところです。

一般社団法人になることにより、任意団体に比べ社会的信用が得やすく、また、公益収益の両事業を適度に組み合わせ運用でき、公益社団法人ほど運営上の制約が少ないというメリットもあります。ただし、今回の新法人制度では、事業の透明化や理事の責任の強化が求められますので、それらを念頭に置いた前向きな対応が重要だと思います。

法人化を契機に、また、東京都がとれたことに対応し、貴会の事業をますます充実・拡大され、コンサルタント制度を更に進展されることを期待いたします。

最後になりますが、新協会の名称について説明致します。新協会の名前は、当初複数の候補があがりました。委員会で検討の結果シンプルに「計量器コンサルタント協会」としましたが、東京都をつけませんでした。これは、単一のエリアに縛られずに会員数の拡大を図るためと広範囲な活動を行うための気持ちの現われでもあるのです。

今後、一般社団法人計量器コンサルタント協会は、その他団体や地域との連携を深め会員の皆様への情報提供を強化して、計量器コンサルタント業務に貢献していきたいと考えておりますので引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

一般社団法人 計量器コンサルタント協会 第1回 定時総会のお知らせ

新法人設立後の第1回総会を、下記の日程で実施致します。

日時:平成24年6月13日(水) 午後2時より
会場:ホテル アジュール竹芝 東京都港区海岸1-11-2
内容:14:00~ 記念講演会
15:30~ 第1回定時総会
17:00~ 懇親パーティー

* 講演内容及び定時総会の議案詳細は、後日改めてお知らせ致します。

計量関係団体の法人化の動き

2008年12月より施行された、一般社団・財団法人法により既存の社団法人及び財団法人は5年以内に「一般社団法人」「公益社団法人」「一般財団法人」「公益財団法人」「解散」のいずれかを選択することになった。同時に、公益法人の設立許可制度が廃止され登記手続きのみで法人化(一般社団及び一般財団のみ)が可能となった。当協会は、この制度を利用していち早く法人化を図ったが、既存の計量関係団体も順次、新法人に移行手続きを進めている。

主な団体の移行状況は以下の通り。

- 公益社団法人 富山県計量協会 2010年法人化
- 一般社団法人 計量計測技術センター 2011年6月法人化
- 一般社団法人 千葉県計量協会 2011年6月法人化
- 一般社団法人 東京都計量協会 2011年4月法人化
- 公益社団法人 神奈川県計量協会 2011年7月法人化
- 一般社団法人大阪府計量協会 2011年法人化
- 一般社団法人 京都府計量協会 2009年5月法人化
- 一般財団法人 日本品質保証機構 2011年法人化
- 日本計量機器工業連合会 2012年法人化
- 日本電気計測器工業会 2012年法人化
- 日本分析機器工業会 2013年11月末一般社団法人に移行

平成20年12月1日から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」は、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針の下、営利(剰余金の分配)を目的としない社団と財団について、法人が行う事業の公益性の有無に関わらず、登記のみによって簡便に法人格を取得することが出来る法人制度を創設したものです。

以下に、一般社団法人についてのQ&Aをまとめてみました。

Q1. 一般社団法人設立のメリットは？

A1. 任意団体から一般社団法人になることで、法に定められた法人運営を行うことになり組織の基盤もしっかりとし、社会的信頼が高まることあげられます。法人名義で銀行口座の開設や不動産登記もでき、各種契約も法人名義で締結することが可能になります。また、非営利型一般社団法人とすることで、収益事業以外の収入は、非課税となるなどのメリットがあります。

Q2. 一般社団法人が行うことの出来る事業について、何らかの制限はありますか？

A2. いいえ、制限はありません。一般社団法人が出来る事業については、公益的な事業はもちろん、町内会・同窓会・サークルなどのように、構成員に共通する利益を図る事業も出来ます。収益事業を行うことも何ら妨げられません。収益事業で得た利益を法人の活動経費に充てることも差し支えありません。ただし、株式会社のように、営利(剰余金の分配)を目的とした法人ではないため、定款の定めをもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することは出来ません。ちなみに当協会の定款第34条で剰余金の分配を行うことが出来ない、としています。

Q3. 一般社団法人の社員は何人以上必要ですか？

A3. 設立時は、2人以上の社員が必要とされています。もし、設立後に社員が1人だけになっても解散はしませんが、社員が欠けた(0人)となった場合には、解散することになります。ちなみに当協会は、設立時社員は5人となっています。

Q4. 法人が一般社団法人の社員になることは出来ますか？

A4. はい。法人も社員になることが出来ます。ちなみに、当協会は、定款第5条で、構成員は、この法人の事業に賛同する個人または団体としています。ただし個人会

員は社団法人日本計量振興協会が認定する計量器コンサルタントの資格保持者と定めています。

Q5. 一般社団法人の定款にはどのようなことを記載(記述)しなければならないのですか？

A5. 一般社団法人の定款には、次の7項目を記載(記述)しなければならないとされています。

1. 目的
2. 名称
3. 主たる事務所の所在地
4. 設立時社員の氏名または名称及び住所
5. 社員の資格の得喪に関する規定
6. 公告方法
7. 事業年度

ちなみに、当協会の事業年度は定款第31条に毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる、と定めています。

Q6. 理事、監事はどのように選任するのですか？

A6. 理事と監事は「社員総会」で選任しなければなりません。ちなみに当協会の役員は定款第19条で、理事10名以上20名以内、監事3名以内とし総会の決議によって選任すると定めています。選任された理事の中から会長(代表理事)と副会長(業務執行理事)を選定することとしています。

Q7. 一般社団法人には、どのような機関が置かれるのですか？

A7. 一般社団法人には、社員総会のほか少なくとも1人は業務執行機関としての理事を置かなければなりません。また、それ以外の機関として、定款の定めによって理事会、監事または会計監査人を置くことができます。ちなみに、当協会は社員総会+理事+理事会+監事の機関を置いています。

Q8. 現行の公益法人(社団法人及び財団法人)はどうなるのですか？

A8. 平成20年12月1日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則して移行手続きをおこなうこととなります。この法律は経過措置がもうけられており、5年以内(平成25年11月末)に公益社団法人または公益財団法人、一般社団法人または一般財団法人への移行認可申請をする必要があります。もし、期間内に移行が認められなかったり申請をしなかった公益法人は、期間満了の日に解散したものとみなされます。

・会・員・の・広・場・

計量コラム

「分解能」

私たち計量人が知ってるつもりが？知らなかった！そんな用語を調べてみました。今回のテーマは「分解能」です。

「分解能」ぶんかいのうと読みます。接近した質量値の差を識別できる能力で、最小表示/ひょう量で表します。小さいほど分解能が高いと言えます。

ひょう量が60kgの計量器で最小表示が10gとしたら、分解能は1/6000となります。

識別出来る最小の変化量は、アナログ式では目盛、デジタル式では数値の最小単位となります。

精度と分解能は違うとお聞きになっていると思いますが、精度とはどれだけ基準に近いかを表す指標です。分解能と精度とは同じではありません。分解能より精度が良いと言う事ありません。また分解能が高ければ精度も高いと考えるのは誤りです。言い換えると精度とは値がばらつく範囲で分解能とは、データを読み取るきざみの大きさです。

はかりの指示計のデジタル表示にその差が表れてなくても、内部で識別している内部分解能は、更に下の桁まで見えています。

会員バッチのデザイン決まる！

40周年記念事業実行委員会は、会員向けにバッチを製作し配布することとした。この程、多数の候補の中から最終のデザインが決定した。



シルバー地に金字と白地で計量器コンサルタントの頭文字、K、Cを模りスーツ等の襟元に付けられるバッチとしました。

「リブラ」編集部よりお知らせ

4月号の編集、発刊につきまして、新法人設立時社員及び旧協会の編集部が作業を行いました。これは、会員各位への情報提供を優先させるための暫定的な措置としてご理解下さい。また、4月号は紙面の都合で企業紹介コーナーはお休みとさせていただきます。